

2021年12月

お客さま 各位

金沢信用金庫

「定額自動送金規定」の改定のお知らせ

平素は金沢信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、弊金庫では、下記のとおり規定を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定内容

規定の変更に関する条項を新設いたします。

追加条項

8. 規定の変更

- (1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものといたします。
- ① この規定の変更が依頼人の利益に適合するとき
 - ② この規定の変更が、定額自動送金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知いたします。
- (3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものといたします。

2. 改定日

2022年2月1日

3. その他

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 事務部

事務統括グループ

TEL 076-231-0238

(平日 9:00~17:00)